

舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議提言書

平成27年 3月30日

舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議

目 次

はじめに	2
1. 舞鶴市の学校教育の課題	
(1) 学 力	3
(2) 学校生活	3
2. 目 的	3
3. 形 態	
(1) 施設一体型	4
(2) 施設分離型	4
4. 基本的方向性	
(1) 共通目標等の設定	5
(2) 義務教育9年間を見通した教育課程の編成	5
(3) 学年区分の設定	5
(4) 小学校の教科担任制、小・中学校教職員の乗入授業の導入	5
(5) 小学校間の連携の推進	6
(6) 児童生徒（小小・小中）の交流活動の推進	6
(7) 9年間を見通した市の特色を活かした学習活動の推進	6
(8) 小中一貫教育を支えるための学校組織の設置	7
(9) 学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり	7
(10) 情報の公開・発信・共有化	8
(11) 教育委員会の役割	8
5. 進め方	8
むすびに	9
資料 1 舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議設置要綱	10
資料 2 舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議委員名簿	11
資料 3 舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議の検討経緯	12

はじめに

急激な少子化と核家族化の進行や情報化、国際化の進展等により、家庭や地域社会の様々な側面にわたり影響が及んできました。

児童生徒を取り巻く社会環境がこのように変化する中で、学校では、学習意欲の低下やいじめ・不登校などの課題が顕在化しています。

また、児童が中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」などの状況も指摘されています。

変化の激しい時代にあって、子どもたちに、「生きる力」を一人一人確実に身に付けさせることが強く求められています。教育こそが、夢を育み、夢に向かって、自らの将来を切り拓くことができるための基盤であります。

現行の「6・3」制の教育制度が、60年以上経過し、学年制や校種間の接続が、現在の子どもの心身の成長・発達にそぐわなくなっていると言われており、平成26年12月、国の中央教育審議会答申では、小中一貫教育の制度化及びその推進方策が示され、このことによる公教育全体の質の向上に期待が記されています。

本検討会議では、これらの教育課題に適切に対応するため、義務教育課程の9年間を見通して、一貫した系統的な教育課程を展開することにより、小・中学校の円滑な接続を進めるための学年段階の区切りの再編を行うとともに、指導方法・体制を見直し、校種を超えて児童・生徒一人一人に指導を行うよう提言するものです。

1. 舞鶴市の学校教育の課題

近年の少子高齢化や核家族化の進行、情報化や国際化の進展など、社会環境の急激な変化等によって、学校教育には様々な課題が生じており、家庭や地域においても、児童生徒の社会性を育成する機能が弱まっている。

本市も例外ではなく、特に世代間や近隣とのつながりが弱まってきている。

また、子どもたちの身体的成長の早熟化や思春期の早期化が進み、60年以上経過した現在の義務教育6・3制は、子どもの成長等の変化に対応していないという状況がある。

このような中、本市においては、児童生徒の学習意欲の低下や家庭での学習習慣の未確立、学習のつまずき等を抱えたままでの進級・進学、さらに学年の進行とともに増大する不登校等の課題が生じている。

(1) 学力

本市では、少人数教育による指導や教育課題に対応した加配教員の配置等によりきめ細かな授業を展開してきた。

しかしながら、京都府学力診断テスト等の結果からも明らかなように、小学校高学年から学習内容の理解が難しくなる傾向が見られ、特に、小学校から中学校へ進むとさらに増加する傾向がある。

また、学力の習得に大きな役割を果たす家庭での学習時間についても、平成25年度の京都府学力診断テストの質問紙調査では、30分未満の児童生徒が、小学校高学年では7%となっているが、中学校2年生では24%と、中学校に入り大きく増えている。

(2) 学校生活

本市では、児童生徒が、心豊かな学校生活を送れるよう、心の教育の充実を図るとともに、奉仕活動や体験活動など、創意ある教育活動を推進してきた。

しかしながら、小学校高学年から生徒指導上の課題が増える傾向が見られ、家庭や本人に起因するもののほか、中学校への生活環境の変化に適應できないなどの理由により、中学生の不登校が増加しており、平成25年度の中学生の不登校出現率は4.15%と、全国の2.69%、京都府の2.62%に比べて非常に高い状況にある。

2. 目的

本市では、子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して他者との関わりや実生活の中で応用し、実践できる主体的・能動的な力を養うことを目的に教育活動を展開してきた。

また、小学校と中学校においては、小学校6年間、中学校3年間に区分される現在の義務教育制度の中で、それぞれの教育活動を行うとともに、互いの連携に

も努めてきた。

しかしながら、前項に記述したとおり、本市においては、依然として、学力や不登校等の課題があり、その対応が急務となっている。

小中一貫教育は、義務教育9年間を連続した期間と捉え、児童生徒の発達段階に応じた一貫性のある学習指導・生徒指導を行うとともに、教職員や児童生徒が連携・交流を深めることにより、小学校と中学校が協働して系統的・継続的に行う、いわゆる「義務教育課程のシームレス化」を図る教育活動である。

このことから本市においては、

I. 子ども達の学力の充実・向上【確かな学力】

II. 学校生活への適応（不登校、いじめ等の問題行動等の減少）【豊かな心】

を目的として、小中一貫教育を導入する必要がある。

なお、小中一貫教育の導入により、次のようなことを実施することができる。

ア. 小・中学校の教職員が9年間を一貫した系統的・継続的な学習指導や生徒指導

を行うことにより、児童生徒一人一人を共通理解し、適切な指導を行うこと

イ. 9年間の幅広い年齢の児童生徒が、交流する場を設けること

ウ. 小・中学校の教職員の相互交流を行い、互いの教育について理解を深めること

により、小・中学校のそれぞれの学習指導や生徒指導の良さを学ぶこと

エ. 小・中学校の教員が、それぞれの専門性を生かした授業を実施することにより、小・中学校間の接続を意識した授業や、教科の専門性の高い授業を提供すること

オ. 中学校区を小中一貫教育を進める地域として捉え、その連携を深めることにより、学校・家庭・地域が一体となって教育活動を展開すること

3. 形態

小中一貫教育の形態には、大きく分けると、「施設一体型」と「施設分離型」の2つの形態がある。

(1) 施設一体型

校舎を新しく建築したり、既存の隣接した小学校と中学校の校舎施設を整備したりして、小学校と中学校の校舎が一体的に設置され、組織・運営を一体化するタイプで、教職員や児童生徒が9年間同一敷地内で日常的に交流しながら学校生活を送る形態

(2) 施設分離型

異なる地域に設置される既存の小・中学校の施設を活用して、それぞれの組織・運営を維持しつつ具体的な連携を行うタイプで、教員や児童生徒が移動して学習や活動等を行う形態

4. 基本的方向性

(1) 共通目標等の設定

小中一貫教育を推進するためには、小学校と中学校の全ての教職員が校種間の意識の壁を取り除き、「一つの学校」としての認識を持つことが必要である。

そのうえで、どのような子どもを育てていくのかを明確にして、共通目標を設定し、学習指導や生徒指導について方針の統一化・共有化を図り、教育活動を展開すべきである。

(2) 義務教育9年間を見通した教育課程の編成

小中一貫教育を導入し、児童生徒の学力の充実、さらなる向上を図るためには、より系統性・継続性を高めた義務教育9年間の一貫した教育課程の編成が必要となる。

編成にあたっては、義務教育9年間において、児童生徒にそれぞれの学年で身に付けさせるべき力を習得させて進級・進学ができるよう、小・中学校の教職員が交流と連携を進めながら編成することが重要となる。

(3) 学年区分の設定

現在の義務教育の6・3制が導入された昭和20年代前半に比べ、児童生徒の心身の発達の状況や取り巻く社会環境は大きく変化しており、子どもの発達等の変化に対応していないという状況がある。

このため、小中一貫教育の導入を機に、現在の6・3制から4・3・2制、5・4制、4・5制など、児童生徒の発達段階において、重点的に取り組むべき学習のねらいに合わせた義務教育の学年区分の設定について、検討すべきである。

なお、学年区分の検討に際しては、例えば、4・3・2制では、前期4年を「基礎・基本を身に付けさせるために繰り返し、習熟を図る」、中期3年を「基礎・基本を活用し、思考力や判断力、表現力を付ける」、後期2年を「基礎・基本を応用し、個性や能力を伸ばす」とし、4・5制では、前期4年を「学びの基盤づくりと基礎・基本の徹底を図る」、後期5年を「思考力や判断力、表現力の向上と発展を図る」とするなど、児童生徒の発達段階に合わせて考える必要がある。

(4) 小学校の教科担任制、小・中学校教職員の乗入授業の導入

小学校と中学校の授業形態や学習指導方法の違いに戸惑い、中学校での学習や学校生活につまずく生徒が見られる。

小学校からの教科担任制や小・中学校の教員による乗入授業は、児童が中学校の授業形態や学習指導方法に慣れるとともに、児童生徒がより多くの教員と触れ合うことから、児童生徒の不安が軽減できると考える。

また、小学校の教科担任制は、教員の専門性を高め、小・中学校教員の乗入授業は、発達段階に合わせた指導方法の工夫が必要なことから、教員の指導力の向

上が期待できる。

さらに、乗入授業は、教員の他校種に対する理解や義務教育 9 年間で担当する教員であるとの意識変革が期待できる。

このようなことから、小学校高学年の一部教科担任制の導入や、小学校と中学校の教員が協働して授業を指導する乗入授業の導入について、検討すべきである。

(5) 小学校間の連携の推進

「施設分離型」で1つの中学校区に複数の小学校が存在する場合は、中学校へ進学した際、小学校の違いによる児童の学力や社会的スキル（仲間との良好な関係や集団への関わりを創り出すために必要な資質や能力）等の格差を少なくするため、小学校間での横のつながりも大切となる。

そのためには、小学校間で共通した学習指導や生徒指導を行う必要がある。

(6) 児童生徒（小小・小中）の交流活動の推進

小中一貫教育の効果として、異年齢の児童生徒の交流によるコミュニケーション能力や他者を思いやる心が育てられると言われる。

そうした意味からも、小学校間、小・中学校間の交流活動を積極的に推進していくことが重要となる。

例えば、小・中学校間において、合同で体育祭・音楽会等の行事、奉仕活動、野外活動、部活動を実施するなど、児童生徒が9年間を通して、互いに人間関係が深まるような交流活動の充実を図ることが必要である。

また、同じ中学校区にある小学校間において、中学校に入る前に合同授業やレクリエーションを行うなど、小学校段階から児童の人間関係づくりを行うことが必要である。

さらに、小学生が中学校入学前に中学校生活を体験することも必要である。

(7) 9年間を見通した市の特色を活かした学習活動の推進

① 「ふるさと学習」の推進

自分たちが生まれ、育つ地域の歴史や文化、活動等を知ることは、子どもたちに自分の住む地域への誇りとそこに住む人々への愛着を生み、子どもたちの心を優しく豊かにするものである。

また、地域の協力を得て学習することは、学校と地域とのつながりを強くし、地域で子どもたちを育む意識が高まることが期待できる。

小中一貫教育の導入に合わせ、地域の協力を得て、地域の素材や活動を活用した「ふるさと学習」の一層の推進を図るべきである。

② 英語教育の推進

政治や経済、文化など、様々な側面において、従来の国家や地域の垣根を越

え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる急速な社会のグローバル化が進展する中、英語をはじめ外国語は、グローバル社会を生き抜く子どもたちの可能性を広める重要なツールの一つである。

さらに、国においては、小学3年生からの外国語活動の開始や、小学5・6年生の外国語の教科化が、平成32年度までの実施を目指し検討されている。

このような中、本市では、英語に親しみ、英語を使ったコミュニケーション能力の基礎を培うため、小学3年生からALT（Assistant Language Teacher）を導入するなど、他都市に先駆けて、英語教育の充実に努めてきた。

「東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴」を都市像に掲げ、まちづくりを進める本市にとって、国際社会で活躍する人材の育成は重要であり、英語教育の一層の推進を図るとともに、早期からの導入等も検討すべきである。

(8) 小中一貫教育を支えるための学校組織の設置

小中一貫教育を推進していくためには、小・中学校の全ての教職員が児童生徒の情報を共有し、連携・協働して、義務教育9年間の学習・生活面の一貫した指導・支援体制を構築することが重要となる。

このため、各学校に小中一貫教育の企画立案や連絡調整を担うようなコーディネーター役の設置が必要である。

また、小中一貫教育を円滑に進めるため、中学校区に次の組織等の設置も必要である。

○管理職等による運営方針決定組織

○教職員による

□学力充実・向上組織（授業改善や家庭学習、合同授業、教科担任制を研究・検討）

□生徒指導組織（生徒指導や教育相談、特別支援教育を研究・検討）

□児童生徒交流組織（体育祭・音楽会等の合同行事、児童会・生徒会の交流、児童の部活動体験を研究・検討）

なお、組織設置にあたっては、全教職員がいずれかの組織に関わる必要がある。

(9) 学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり

児童生徒の豊かな情操や自主性、創造性、社会性を培うためには、学校・家庭・地域が力を結集し、社会全体で児童生徒を見守り、育てていく教育環境づくりが必要である。

また、小中一貫教育の導入により児童生徒の育ちを義務教育9年間の系統的・継続的な流れの中で考えていくためには、地域との連携においても、現在の中学校区を小中一貫教育を進める地域として捉え直した教育環境づくりが必要となる。

このため、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみで児童生徒を育てる教

育環境づくりとして、例えば中学校区単位で学校を支える新たな組織の設置の検討も必要となる。

併せて、地域と児童生徒との交流を深めるために、児童生徒が積極的に地域行事に参加することができる環境づくりも必要である。

(10) 情報の公開・発信・共有化

小中一貫教育を推進するためには、家庭や地域の理解と協力が不可欠となる。

このため、教育委員会・各学校において、広報紙や HP 等を利用し、導入前から機会あるごとに、市民に小中一貫教育の取組等の情報を公開・発信するとともに、市民から意見を聞くなど、理解を得ながら進めていくことが重要である。

(11) 教育委員会の役割

市を挙げて、小中一貫教育を推進していくうえで、教育委員会は、人的・物的な教育環境の整備と、必要な予算を確保しなければならない。

また、教職員の小中一貫教育への理解促進と意識高揚を図るための取組が重要となる。

このため、教職員を対象として、導入前から定期的に

○小中一貫教育の意義や目的を理解するための研修会

○義務教育9年間を見通した教育課程編成の研究会

○小学校での教科担任制や小・中学校教職員の乗入授業導入に関する研究会・研修会等

を開催する必要がある。

5. 進め方

本市にとって、小中一貫教育は新しい形態の教育の導入であり、9年間を見通した教育課程を編成し、小学校間、小・中学校間の連携による小学校から中学校へのスムーズな移行が重要となる。

このため、本市での小中一貫教育の導入は、モデル事業方式で実施し、モデル事業の取組の検証・充実を図りながら、速やかに全市に導入していくことが望ましい。

むすびに

学校や家庭・地域の関係者等 10 名の委員で構成する舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議では、舞鶴市教育委員会の要請を受け、本市の小中一貫教育の在り方について、計 5 回の会議を開催し、本市の現状を踏まえながら協議を重ね、このたび、提言をまとめました。

この間、小中一貫教育に関する国の方針や先進地の取組事例を知ること等を通じて、その在り方や連携方法について多くの見識を得ることができ、小中一貫教育は児童生徒の学習意欲の向上や確かな学力の育成、「中 1 ギャップ」の解消に大きな効果が期待できることを確信しました。

今後、さらなる検討を重ねられることにより、本市にとって新しい形態の教育システムである小中一貫教育が早期に実現することを期待します。

なお、本検討会議では、小中一貫教育について協議を行いました。委員から小学校に入学した児童が、集団行動がとれないこと、授業に集中できないことなどの、いわゆる「小 1 プロブレム」が指摘されました。

子どもたちに義務教育を修了する時点で必要とされる「生きる力」を育むためには、0 歳から 15 歳までを見通し、子どもの発達段階に応じた系統性・連続性を重視した教育を行うことが重要であり、保幼小中連携についても積極的に推進されることを切に願うものです。

最後になりましたが、本検討会議で積極的に検討・協議いただきました委員の皆様に深く感謝の意を表します。

平成 27 年 3 月 30 日

舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議
委員長 上田 学

資料 1

舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 舞鶴市立小・中学校における小中一貫教育の基本的な方針について検討を行うため、舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 検討会議の委員は、次に掲げる事項について、研究及び協議を行い、舞鶴市教育委員会に対し、提言を行うものとする。

- (1) 小中一貫教育の基本的な方向に関すること。
- (2) 小中一貫教育の具体的な取り組みに関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 検討会議の委員は、学識経験者、学校関係者、PTA関係者並びにその他適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の人数は、10人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を統括し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 検討会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長が必要であると認めるときは、委員が欠席をした場合にその代理として、委員以外の者の出席を求めることができる。

(意見等の聴取)

第7条 検討会議において必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育委員会学校教育課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年 8月 8日から施行する。

資料 2

舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議 委員名簿

(敬称略・順不同)

		氏 名	所 属
1	委員長	上田 学	千里金蘭大学教授
2	副委員長	福本 清	舞鶴市自治連・区長連協議会
3	委員	池田 弘一	舞鶴市立小学校長会
4	委員	阿部 秀雄	舞鶴市立中学校長会
5	委員	宮川 啓三	舞鶴市立学校教頭会
6	委員	亀井 敬介	舞鶴市立学校教務主任会
7	委員	堀内 克美	舞鶴市PTA連絡協議会
8	委員	永野 繁一	舞鶴市PTA連絡協議会
9	委員	池内 紀代子	舞鶴子ども育成支援協会
10	委員	川嶋 公貴	舞鶴青年会議所

資料 3

舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議の検討経緯

	年 月 日	内 容
第 1 回	平成 26 年 8 月 27 日 (水)	○委員長・副委員長の選出について ○本市の学校教育の現状と課題について
第 2 回	平成 26 年 10 月 7 日 (火)	○本市の学校教育の課題について ○小中一貫教育について
第 3 回	平成 26 年 11 月 18 日 (火)	○小中一貫教育の導入について ○小中一貫教育の基本的事項について
第 4 回	平成 26 年 12 月 16 日 (火)	○舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議の提言内容（たたき台）について
第 5 回	平成 27 年 1 月 20 日 (火)	○舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議の提言内容（素案）について